

第 86 回 男女共同参画会議 女性に対する暴力に関する専門調査会
議事録

(開催要領)

- 1 日 時 平成 29 年 2 月 8 日 (水) 14:00～16:00
- 2 場 所 中央合同庁舎第 8 号館 8 階特別中会議室
- 3 出席者

会長	辻村 みよ子	明治大学法科大学院教授
委員	阿部 裕子	特定非営利活動法人かながわ女のスペースみずら理事
同	小木曾 綾	中央大学法科大学院教授
同	柿沼 トミ子	全国地域婦人団体連絡協議会会長
同	原 健一	佐賀県DV総合対策センター所長
同	平川 和子	東京フェミニストセラピセンター所長
同	森田 展彰	筑波大学大学院准教授
同	山田 昌弘	中央大学教授

(議事次第)

- 1 開 会
- 2 議 事
 - (1) ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部改正について (報告)
 - (2) 児童の性に着目した新たな形態の営業など、若年層を対象とした暴力の被害等について (いわゆる J K ビジネス及びアダルトビデオへの出演強要の被害など)
 - ・ 若年層を対象とした性暴力被害等の実態把握のためのインターネット調査について (報告)
 - ・ 若年層を対象とした性的な暴力の現状と課題 (案) について
- 3 閉 会

(配布資料)

- 資料 1 ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部改正について【警察庁】
- 資料 2 - 1 若年層を対象とした性暴力被害等の実態把握のためのインターネット調査報告書 (概要)【内閣府】
- 資料 2 - 2 若年層を対象とした性暴力被害等の実態把握のためのインターネット調査報告書【内閣府】

資料3-1 若年層を対象とした性的な暴力の現状と課題 ～いわゆる「JKビジネス」及びアダルトビデオ出演強要の問題について～概要（案）

資料3-2 若年層を対象とした性的な暴力の現状と課題 ～いわゆる「JKビジネス」及びアダルトビデオ出演強要の問題について～(案)

（議事録）

○辻村会長 それでは、ただいまより第86回「女性に対する暴力に関する専門調査会」を始めさせていただきます。

本日は、山田委員が遅れて御出席とのことでございますが、その他の委員の方は、皆さん、御出席でございます。

さて、本日の議事でございますけれども、昨年12月にストーカー規制法の一部改正が行われておりますので、警察庁から説明していただきます。

その次に「児童の性に着目した新たな形態の営業など、若年層を対象とした暴力の被害等について」に関連いたしまして、内閣府において、インターネット調査を実施いたしましたので、その結果について、事務局から説明していただきます。

その後、前回検討を行った骨子案を踏まえて作成しました報告書案について、事務局から説明をいただきまして、意見交換を行います。よろしくお願いいたします。

○馬場暴力対策推進室長 カメラ撮りはここまででお願いいたします。

（報道関係者退室）

○辻村会長 それでは、議事に入ります前に、事務局の異動がございましたので、一言御挨拶をいただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○久保田参画官 男女共同参画官を拝命しました、久保田でございます。

2年前に女性活躍推進法の担当の審議官をさせていただきまして、1年沖縄に行っておりましたが、戻りまして、また男女局の担当になりました。よろしくお願いいたします。

○辻村会長 よろしくお願いたします。

それでは、事務局から、会議資料の確認をお願いいたします。

○馬場暴力対策推進室長 それでは、資料の確認をさせていただきます。

本日の会議資料でございますけれども、お手元の議事次第でございますとおり、資料1から資料3まででございます。資料1は警察庁からの提出資料、資料2は内閣府男女共同参画局で実施しましたインターネット調査報告書とその概要、資料3は専門調査会における現状と課題の取りまとめ案の本文とその概要となっております。

不足等ございましたら、事務局までお申しつけください。よろしいでしょうか。

また、アダルトビデオの業界関係者から専門調査会宛てに文書が提出されております。この文書につきましては、会長とも相談し、これまでの男女共同参画会議に設置された専門調査会の例に倣い全てファイルに綴じて会議室に設置し、委員の皆様が閲覧できるようにしております。あちらに置いております。

ただ、今回は、文書を送付された団体の皆様、この報告書にも記載されている関係者でございますので、事前に各委員宛てに電子メールにて送付させていただいております。

資料の説明は以上です。

○辻村会長 皆様、資料のほうはよろしいでしょうか。大丈夫ですか。

それでは、本日の議事に入らせていただきます。

初めに議事次第の（１）でございます。「ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部改正について」、警察庁から説明していただきます。その後に質疑をさせていただきます。

それでは、警察庁のほうで、説明をよろしくお願いたします。

○高野課長補佐 警察庁生活安全企画課の高野と申します。どうぞよろしくお願いたします。

先ほど御案内がありましたように、先般、成立をいたしました改正ストーカー規制法について、私から説明をさせていただきます。

資料1を御覧いただければと存じます。初めに、簡単ではございますが、現在のストーカー事案の現状について御説明をさせていただきます。

上のグラフは、警察が受けた相談等の件数でございます。平成27年の件数は、約2万2,000件ということで、高水準という状況になっております。

下のグラフは、ストーカー事案に係る刑法、ストーカー規制法等に基づく検挙の件数でございます。こちらについても、昨今、高水準で推移しております。

右は、警察が行っております、ストーカー対策の主な経緯について示したものでございます。今回改正されましたストーカー規制法ですが、平成12年に成立をいたしました。その後ですが、長崎県西海市の事件、神奈川の逗子市事件等を受けまして、平成25年に規制対象行為に電子メールの送信を加えるといった改正が行われました。その際に、改正法の附則の5条で、ストーカーの規制のあり方について、全般的に検討する協議会を政府が設けるといったことが明記されましたので、それを受けて、警察庁において、平成25年の11月から平成26年の8月まで、有識者検討会を開催した次第でございます。今回の改正は、その有識者検討会の報告書の提言も踏まえて、議員立法により行われたものでございます。

それでは、本題に入ります。今回の改正ストーカー規制法ですが、主に6つのポイントから成っております。以下、それぞれのポイントにつきまして、具体的に説明をさせていただきます。

そもそもストーカー規制法というものは、どういった法律なのかということ、最初に簡単に御説明したいと思います。

ストーカー規制法がなかった時代においても、もちろん刑法に触れる行為、例えば住居侵入、傷害等に当たる行為については、検挙することが可能だったわけですが、それに至らないような行為については、警察が、被害者に対する防犯指導、加害者に対する指導等を行うことしかできなかったわけでございます。そういったストーカー事案の初期の段階から、警察が何かしら事案に関与できるようにするというので、ストーカー規制法ができたわけでございます。

ここにあります規制対象行為といいますのは、法律の中で「つきまとい等」ということで、類型化されたものでございます。御覧いただけますように、①から⑧までの類型になっております。

今回、大きく言うと2つの行為が追加されたわけでございます。一つが、被害者の住居等の付近をみだりにうろつく行為というものが追加されました。左を御覧いただきますと、従前も、住居等の付近を見張るですとか、そういった行為については、もちろん規制の対象になっていましたが、見張りということになると、加害者が被害者の住居等の付近を、一定期間監視しているといったことを疎明しなければいけないというわけでございますが、実際のストーカー事案を見ますと、こちらを見るというわけでもなく、被害者の家の周りをうろついている、そういった行為も、被害者におきましては、かなり不安

を与えるという現状がございましたので、そういった住居等の付近をみだりにうろつくという行為が、今回規制の対象となったわけでございます。

もう一点、⑤と書いてあるところに、無言電話ですとか、拒まれたにもかかわらず連続で電話する、ファクスをする、電子メールを送信するという行為が書いてありますが、これらに加えまして、昨今、情報通信手段として普及しておりますSNSを用いたメッセージの送信ですとか、また、被害者の方が開設しているブログに加害者がコメントするというような形でメッセージを送るような行為についても、同じく被害者に対して不安を覚えさせるという現状がございましたので、今回、規制の対象に加えられたものでございます。

これが規制対象行為の拡大についてでございます。

今回の改正のポイントの2点目が、禁止命令等の制度の見直しです。

左が現行の制度で、右が今年の6月14日から施行される制度の見直し後のものでございます。ストーカー規制法につきましては、行政措置と検挙措置というものが、法律上、規定されており、行政措置としましては、被害者にこういう行為をするなという警告と、こういうことをしてはならないと命ずる禁止命令というものが用意されておりますが、現行の制度では、まず警告を行って、それに違反するような行為がまた行われた場合に、初めて禁止命令等がかけられるといった制度であったわけでございます。もちろん緊急性があって、被害者の身体の安全等に危害が及ぶような場合があり得ることから、仮の命令という制度もあって、これを緊急的に出した後、加害者の意見の聴取をした上で、正式な禁止命令等を行うといった制度もあったわけでございます。

しかしながら、こういった警告前置という制度をとっていたことから、なかなか禁止命令等を迅速に出せないといった現状がございまして、もともと警告というものは、加害者に自発的な行為の中止を期待できる場合に行うということでありましたが、期待できないような場合でも、今の制度では、一度警告を行った上で、それに違反するような行為を待たなければならないという現状があったわけでございます。

そこで、今回の大きい改正の1点目として、警告前置の廃止が行われました。つまり、警告を経ずに、禁止命令等かけることができるように制度改正をしたわけでございます。これが大きい改正の1点目でございます。

2点目は、先ほど、緊急時には仮の命令を出せるということをお願いしたかと思いますが、あくまで仮ですので、これに違反した行為が行われても、実は罰則で担保されていないという問題がございまして、都道府県警察のほうで、仮の命令を出すというケースが余りなかったわけでございます。そのため、今回、緊急の場合には、仮の命令ではなく、正式な禁止命令等を、聴聞を経ずに出せるといった制度に改正されることとなりました。

そして、大きな改正のもう一つは、禁止命令等についてはもともと有効期間が設定されておりましたが、加害者と被害者が復縁するような場合もあるということで、禁止命令等の効力がいつまで続くのかということを確認にしたほうが良いという有識者検討会の中での議論も踏まえまして、有効期間を1年間に設定し、その後、継続する必要がある場合は更新するといった制度に改正されたわけでございます。

また、禁止命令の発出主体につきましては、従前、都道府県公安委員会でありまして、今回の改正後も、法律上は公安委員会が引き続き禁止命令等の発出主体になっておりますが、公安委員会に意思決定を仰ぐ、それだけで相当な時間がかかっていたという実情もございまして、今回都道府県公安委員会の

判断により、警察本部長等にその権限を委任することができるという規定も設けられた次第でございます。

これが、今回の禁止命令等の制度の見直しについてでございます。

今回の改正のポイントの3点目ですが、ストーカー行為等に係る情報提供の禁止に関する規定が設けられました。これは、ストーカー事案の実情といたしまして、避難等をして被害者が元の住居を離れた後に、加害者が、例えば調査業者に委託するなどして、あらゆる手を使って被害者の住居等をつきとめようとする傾向があることを踏まえ、また、そういった行為が非常に危険だということを考え、その加害者に対して、被害者の個人情報、加害者がストーカー行為等をするおそれがある者であることを知りながら提供する行為を禁止することにいたしました。こちらの規定につきましては、罰則はありませんが、こういった行為が明確に違法な行為なのだとすることを法律上明確に位置付けることによって、社会に対する警鐘効果、抑止効果を期待するものでございます。

これが3点目でございます。

今回の改正のポイントの4点目と5点目につきましては、国・地方公共団体、また、関係事業者の責務について規定したものでございます。ストーカー対策につきましては、警察の検挙だけでは事案の根本的な解決にならない、あるいは、事案の拡大を防げない場合もあるということで、様々な関係機関、団体、事業者等が連携をして、社会を挙げてストーカー対策を行っていく必要があると考えております。

まず、ストーカー行為等の相手方、つまり、被害者に対する措置ということで、種々規定されたわけでございます。職務関係者による配慮等といたしまして、捜査ですとか、裁判ですとか、被害者の保護に当たる関係機関の関係者については、被害者の安全確保ですとか、また、被害者の個人情報の管理、秘密保持に配慮しなければいけない。また、職務関係者に対して、国・地方公共団体は、被害者の人権、ストーカー行為等の特性等に関する理解を深めるための研修・啓発、また、保有個人情報の管理について必要な措置を講ずるなどの努力義務が定められたわけでございます。

また、被害者の保護、避難が円滑にいきますように、国・地方公共団体は、民間の施設における滞在についての支援ですとか、また、公的賃貸住宅への入居について配慮するといった努力義務についても定められた次第でございます。

次に、ストーカー行為等の防止等に資するための措置といたしまして、国・地方公共団体が、加害者を更生するための方法ですとか、被害者支援、具体的には被害者の心身の回復の方法等に関する調査研究の推進に努めるといったことも規定されました。

その他、ストーカー事案の実態把握ですとか、人材養成・資質向上、教育活動等、また、民間団体との連携協力といった措置についても規定されたわけでございます。

これが大きい4点目と5点目でございます。

最後に改正のポイントの6点目といたしまして、罰則の見直しが行われたわけでございます。こちらは大きく言うと2つございまして、ストーカー行為罪の非親告罪化と罰則の引き上げについてでございます。

1つ目の非親告罪化につきましては、従前、ストーカー行為罪は親告罪とされておりましたが、そうなることで、加害者を処罰するかどうかの判断を最終的に被害者に委ねる、また、加害者の怨恨の感情の矢面に被害者を立たせるといった現状がございまして、そういった観点から、今回、ストーカー行為罪について、非親告罪化されたわけでございます。

また、社会におけるストーカー行為に対する厳しい評価についても踏まえまして、今回、ストーカー

規制法における罰則については、おおむね2倍に引き上げられたわけでございます。

以上が、今回の改正ストーカー規制法の内容でございます。簡単ではございましたが、以上でございます。

○辻村会長 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの御説明に対して、委員の皆様から、御意見、御質問がございましたら、よろしくお願いいたします。

阿部委員、どうぞ。

○阿部委員 4点目に当たるのではないかと思いますけれども、探偵等を使って被害者の居場所を探ると、その探偵業の人たちが、こういった、先ほどの説明にある4点目あたりに当たるのでしょうか。

○高野課長補佐 主に探偵業者につきましては、先ほど申し上げた改正ポイントの3点目に当たるかと思えます。例えば探偵業者が加害者から被害者の住所などを探してほしいといらいされた際に、加害者がストーカー行為等をするような話を仮にしていた場合に、探偵業者は、ストーカー行為をするおそれがあることを知っていたにもかかわらず、そういった被害者の情報を加害者に提供したということになりますと、今回の改正後の7条に当てはまるかと思えます。

これにつきましては、先ほど申し上げましたように、罰則はないのですが、探偵業法のほうで、必要な行政処分が定められておまして、他の法令に違反する行為をした場合には、例えば指示処分ですとか営業停止といった行政処分も用意されておりますので、そういったことで行政的な措置を講ずることは可能かと考えております。

○阿部委員 ありがとうございます。

○辻村会長 ありがとうございます。

いかがでしょうか。

小木曾委員、どうぞ。

○小木曾委員 今の点に関してですけれども、あえて罰則をつけなかったというのは、その行政処分が可能であるから、罰則までつける必要はないという判断だったということでしょうか。

○高野課長補佐 まずは、こういった行為については一般的に幫助犯に当たるため、罰則が全く適用されないということではありませんが、刑法の総則の規定により、刑の必要的減軽がなされることとなります。先ほど申し上げたとおり、今回の改正では必要的減軽の特例を設けることはせず、こういった行為が違法なものだということを位置付けるにとどめたわけですが、今後、幫助犯の立件について裁判例が積み重なり、幫助の必要的減軽では刑が軽いのではないかという声が社会から出ましたら、その点の罰則の在り方について議論の対象になることはあり得ると考えております。

○辻村会長 よろしいですか。

ほかにいかがですが。

森田委員、どうぞ。

○森田委員 ありがとうございます。

この禁止命令の有効期間を定めるところで、できるだけ実際に動きやすいようにされたということは、すごく大事な点だと思うのですが、なかなかそういう行為が続くのかどうかということについて評価するというようなリスクアセスメントのようなものの基準のようなものが、その署長ごとに違いかもかもしれませんし、その辺のところです。

あと、被害者の訴えといいますか、被害者がどう感じているのかということも大きな要素だと思うの

ですけれども、そこら辺の、法律の中には書き込まれないのでしょうかけれども、実際にそうした実施に関して、そういうような評価について、どのように担保していくというようなことをされているのかということをお教えください。

○高野課長補佐 まず、法律でどのような規定になっているかと申しますと、禁止命令等については、継続する必要があると認められれば更新するということになるわけですが、その際、被害者の方が従前どういう行為を受けていたのか、また、それについてどれほど不安を感じていたのか、また、加害者が、これまでどういうことをやってきた人間なのか、当該被害者以外にも今までいろいろな被害者に対してストーカー行為等をやってきた人間なのか、また、仮に例えば刑務所などに入ってきた者であれば、刑務所を出るときの言動ですとか、そういったいろいろなことを総合的に勘案して、この加害者がまた同じ行為に及ぶかどうかを判断していくことになるかと考えております。そういった解釈については、できる限り警察庁のほうでも示していきたいということで、今、検討しているところでございます。

○森田委員 その辺、被害者が不安にならないような、どういうことを考えているのかみたいなことを、ぜひ発信していただければと思います。

○辻村会長 ほかに、いかがでしょうか。

柿沼委員、どうぞ。

○柿沼委員 幾つか教えてください。

禁止命令等の制度の見直しの中で、都道府県の公安委員会が、警察本部長等への権限委任が可能ということなのですが、これはそれぞれの都道府県が独自の裁量権の中で実施するのか、マニュアルのようなものをつくって、それを一つの指針とするのか。

もう一つ、ストーカー行為をするというおそれがある者への情報提供の禁止なのですが、こういったことなどは、非常に重要なことなのですが、知らない人がほとんどだということで、そういった法の改正の重要性をどのように国民に周知をしていくのか。6月から動くものもあるかと思えます。

それと、国・地方公共団体の責務が書いてありますが、この地方公共団体は、都道府県レベルなのか、市町村レベルへの責務もあるのか、そこら辺をお教えいただきたいと思えます。

○高野課長補佐 3点御質問を頂きました。

まず1点目なのですが、都道府県公安委員会の判断ということですが、この規定がどういう趣旨で設けられたのかということについては、警察庁から都道府県警察に伝えて、都道府県警察から公安委員会にきちんとその趣旨について伝えた上で、都道府県公安委員会に御判断いただこうと考えております。

その趣旨につきましては、まず、そもそも都道府県公安委員会がなぜ禁止命令の主体となっているかと申しますと、罰則で担保されている重要な行政処分ということで、きちんと第三者的な政治的中立性が確保された公安委員会が主体となるべきだという考えから、制定以来、公安委員会が禁止命令等の主体になっておまして、それは今回の改正後も変わっておりません。一方で、禁止命令等については、迅速に出せないと被害者保護ができないといった要請もございまして、この2つの要請につき、いかにバランスをとるかということが今回の工夫の一つでございます。そういった趣旨をきちんと都道府県警察から公安委員会に伝えた上で、この事務については警察本部長までですとか、この事務については警察署長までおろしましょうとか、そういったことについて御判断を頂くというように考えております。

2点目につきましては、広報の話ですが、警察庁のほうでストーカーの被害に遭った方等に見ただけのようにポータルサイトをつくっているのですが、今般、改修作業をし、今回の改正の内容につい

でも盛り込もうと思っております。また現在、例えば高校ですとか、大学ですとか、様々な場所での防犯教室を開催していますが、そういったところで、警察庁が作成したパンフレット等できちんと説明をして、こういった行為がストーカーに当たるということを、加害者になる可能性がある人にも伝えなければいけないし、被害者にならないようにも伝えなければいけないということで、加害者にも被害者にもならないような広報・啓発をしていく中で、改正法の内容についてもきちんと周知していきたいと思っております。

3点目の地方公共団体の話ですが、法律上は都道府県と市町村を分けて規定はされておらず、地方公共団体と書いておりますので、市町村も含めて当てはまると思います。

例えば、市町村であれば、そういう住民基本台帳などを扱う中で、被害者の個人情報をはきちんと情報管理しなければいけないということもありますので、もちろん市町村についても、こういった責務が課せられたものと理解をしております。

○柿沼委員 確認で、そうすると、公安委員会の中立性というところから見ると、この警告前置の廃止に伴うそういったことが導入されたということで、理解できるわけですね。

もう一つ、地方公共団体のレベルは同じなのですが、現実的な部分としては、都道府県と市町村では力が違うかなと思いますので、そこら辺は少し介入した指導というのでしょうか。そういうものも必要かと思えます。よろしく願いいたします。

○辻村会長 ありがとうございます。

山田委員、どうぞ。

○山田委員 これはもし、今、データがあればでよろしいのですが、ストーカーの相談件数や検挙件数の中での男女比ですね。それはおわかりになりますでしょうか。加害者と被害者の男女の内訳、もしあれば、男対男、男対女、女対男、女対女という4カテゴリーのデータがあればお教えいただければと思います。

○高野課長補佐 被害者の性別につきましては、平成27年でいきますと、割合で言うと女性の方が9割、男性が1割、加害者につきましては、平成27年でいきますと、男性が約86%ですので約9割で、女性のほうが1割というところがございます。

○山田委員 男対男、男対女、女対男、女対女、その組み合わせはとっていないですか。

○高野課長補佐 そこまではとっておりません。

○山田委員 わかりました。

○辻村会長 よろしいですか。

ほか、いかがでしょうか。

原委員、どうぞ。

○原委員 最近、九州、長崎でも元配偶者からのストーカー殺人、DVストーカー殺人なのだろうと思いますけれども、あったのは御記憶に新しいと思うのですが、恐らく、警察でも適切に対応はなさっていらっしやったとは思いつつ、加害者のリスクアセスメントがどれぐらいできていたのだろうかというところが、ちょっと疑問がないわけではないというケースと、また、そういう人に、例えば警察が呼び出しをして、注意、警告を行ったとしても、その場では、例えばもう二度としませんとか、反省をした態度を見せて、また行為をするということもたびたび起きていると思いますので、そういった意味で、警察の機関だけで守るというところの限界もあるのではないかと思っております。

また、今後、例えば離婚して面会交流をする流れが今、ある中で、リスクがありながら、無理して夫

に合わせるといふようなことも考えると、関係機関との連携とハイリスクのケースの把握が非常に重要になってくるのではないかと思いますので、そのあたりのところも、ぜひ、研究も含めて御留意いただければと思っております。

○辻村会長 何かございますか。

○高野課長補佐 危険性の判断は非常に難しいところと承知しておりますが、そういった中で、警察が現在とっている施策として紹介させていただきますと、組織的に危険性を判断するということが大事かと思っております。相談を受けるのは担当者で一人の警察官なわけですが、まずは警察署長まで報告した上で、警察本部の専務のほうもきちんとそれに関与して、本部と署が一体となってそういう危険性を判断する。本部には、事案の蓄積もありますので、一つ一つの署でいくと、署が受けたものしか把握できていないわけでございますけれども、警察本部は、県下のもの全てを把握しているわけでございますので、そういった事例の蓄積をもって、危険性を判断する。また、今、相談を受けたときに、加害者の危険性を判断するためのチェック表のようなものも使いながら危険性の判断をしているところでございまして、そういった様々な措置を講じながら判断しているところでございます。

そして、関係機関の連携は非常に重要でありまして、先ほど御紹介いただいたケースもそうでございますけれども、様々なケースで関係機関がきちんと情報共有しながら連携できるようにしていく必要があると思っております。そういった意味でも、今回、先ほど御紹介しました国・地方公共団体等の責務がいろいろ規定されたのは、非常に有意義なことであると思っております。今後、自治体レベルでもどんどん連携していく必要があるかなと思っております。

○辻村会長 ありがとうございます。

よろしいですか。

私から1点追加で質問をさせていただきます。規制対象の行為の拡大のところなのですが、2条の1項5号になります。最初のパワーポイントの1枚目のところでも書いてありますけれども、実際、御承知のように、最初は電子メールが入っていなかったもので、2013年に事件が起こって、電子メールを追加するために2013年に改正したのです。そうしたら、今度は小金井の事件のとき、SNSが入っていないということで、2016年に、3年しかたっておりませんけれども、法改正をして対象に入れたということですね。事件との関係でいいますと大変に後手、後手に回っているわけです。ですけれども、罪刑法定主義の関係がありますから、初めから対象を余り広く定めるわけにもいかない。

そして、今回、パワーポイントの2枚目のところだと、「SNSのメッセージ送信等、ブログ等の個人のページにコメント等を送ること」と書いてあって、「等」が3つ入っているのですが、次のパワーポイントを見ますと、⑤のところでSNSのメッセージ送信と、それから、個人ページにコメントを送ることの2つとなっています。

それで、拡大解釈の可能性について、多分「メッセージ送信等」のほうだと思いますが、議論の中でどのように御判断されたのでしょうか。要するに、今後も通信手段は日進月歩で、何が出てくるのかわからない、どんどん開発されるわけですが、出てきたら、頻繁に改正しようという発想なのか、それとも、明文上、法改正しなくてもいいように、この「等」に全部まけてカバーしようとするのか、これはなかなか難しい問題だと思うのですが、どのようにお考えですか。

○高野課長補佐 本日、条文はお配りしておりますが、簡単に説明をしますと、辻村先生がおっしゃったように、後手、後手にならないように、情報通信手段の今後の発展なども見据えて、もちろん罪刑法定主義の枠内で広く読めるようになっていきます。例えば、SNSを用いたメッセージ送信というの、法

律の規定上は別にSNSと書いているわけではなく、ある種の例示なのでございます。どのように書いてあるかという、要は「情報通信による情報の発信」のように書いているわけでございます。

具体的に申しますと「情報を伝達するために用いられる電気通信（電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二条第一号に規定する電気通信をいう。次号において同じ。）の送信を行うこと」となっておりまして、この「電気通信」というのがかなり意味が広いのです。例えば、インターネットでないといけないかという、そうでもなくて、クローズドネットワークと言われる会社の中で閉じているネットワークであったとしても、電気通信というものをを用いていれば、それに基づく送信については、規制の対象になります。そのような意味で、広く読めるようになっております。

2点目のブログの件も、こちらについても条文上はまた違った書き方をしておりまして「特定の個人がその入力する情報を電気通信を利用して第三者に閲覧させる」、これが要は、ブログをあらわしています。もう一度申しますと「特定の個人」というのが被害者なわけでございます。被害者が「電気通信を利用して第三者に閲覧させる」というブログがある。それに付随して「その第三者が当該個人に対し情報を伝達することができる機能」があったら、その機能を利用することがだめですよ。要は、ブログなどはコメント機能のようなものがついていると思うのですが、第三者が被害者に対して何らかのアプローチができる、情報を伝達することができるという機能がついていたとしたら、それを使う行為もだめですよ。このように、情報通信手段の進展も踏まえて、ある種包括的に電気通信手段を規定する工夫はなされておりますので、今、世の中にあるような情報通信手段については、基本的には対応できようかと存じます。

○辻村会長 ありがとうございます。

ここに書かれているのは例示であって、条文上はもっとわかりにくい言葉にしてあって、包括的に解釈できる言葉にしてあるので大丈夫、というお答えですね。

○高野課長補佐 その条文上の解釈の点はおっしゃるとおりです。

○辻村会長 それについては、逆にデメリットもあるわけですね。罪刑法定主義の問題だけではなくて、周知徹底の問題ですね。

今のお話、なぜ条文が今日、出てこなかったのかという、条文だけ見ても、多分、みんなわからないからでしょう。ということは、一般の若者たちというか、この問題に関係してくると思われる人たちに、多分さっぱりわからない条文になっているわけですね。そうすると、余計に周知徹底の方法が問題になりますから、ポータルサイトなどだけではなくて、実際にビラを配るとか、TVコマーシャルとか、学校に行って教えるとか、いろいろなことをしないとわからないのではないかと思いますので、広報による周知徹底をよろしくお願ひしたいと思います。

山田委員、どうぞ。

○山田委員 今のことに関連して、いわゆるブログの炎上等との区別はつくのでしょうか。つくとしたら、どこでつくのでしょうか。感情を充足する目的ではなくて、意見を異にするから、一つのブログ等に個人の意見をたくさん送りつけるのと、感情を充足する目的で送りつけるという区分はどこでつけられるのでしょうか。要は、一般的な炎上と、ストーカーによる被害とです。

○高野課長補佐 規制対象行為の拡大というところの黄色い枠の中で、先ほど先生がおっしゃったように目的の話がありまして、そこで違ってくるのかなと思います。つきまとい等には目的が必要で、その目的とは、恋愛感情、又はその恋愛感情が満たされなかったことに対する怨恨の感情を充たすことになっておりますので、それが疎明できるのであれば規制対象行為に当たりますし、疎明できないのであれば、

それ以外の行為ということになろうかと思えます。

○山田委員 外形的には区分できなくても、内容でもって区分するということですね。

○高野課長補佐 内容面も考慮した上で目的の該当性、を判断していくこととなると存じます。

○山田委員 わかりました。解説はもちろん解説で、意味はわかりました。

○辻村会長 よろしいですか。時間になりましたので、このあたりにさせていただきます。また追加の御意見等がありましたら、後ほど局のほうに言っていただければいいかと思えます。

それでは、どうも貴重な御報告をいただきまして、ありがとうございました。これにてこの議事は終了といたします。

ありがとうございました。

(警察庁退室)

○辻村会長 それでは、次の議事に移らせていただきます。

議事(2)の児童の性に着目した新たな形態の営業など、若年層を対象とした暴力の被害等に関し、内閣府においてインターネット調査を実施いたしましたので、その結果について、事務局から説明していただくということでございます。その後で質疑させていただきます。

事務局のほうでよろしく願いいたします。

○馬場暴力対策推進室長 では、お手元の資料2になります。今日の説明は資料2-1を使って説明させていただきますので、そちらを御覧いただければと思います。

1枚おめくりいただきまして「『若年層を対象とした性暴力被害等の実態把握のためのインターネット調査』報告書(概要)」でございます。

本専門調査会でも現在御検討いただいているところでございますけれども、調査目的のところを御覧いただければと思いますが、モデルやアイドル等の勧誘を装いまして、それをきっかけに若年層の女性が性的な被害を受けるという問題が発生していることを踏まえ、現状把握の一つとして、内閣府男女共同参画局で、インターネット調査を実施いたしました。

調査項目としては、モデル・アイドル等の勧誘等の状況や、契約の状況、その中では性的な行為の撮影の要求等を受けたかどうかといったこと、また、そういった要求を受けたことについて相談をしたかといったことについて調査を行ったものでございます。

調査時期は、昨年12月にインターネット調査で行いました。

調査対象のところを御覧いただければと思いますが、中学生を除く15歳から39歳までの女性で、調査委託業者のモニタ会員をされている方を対象に実施しました。

調査方法としては、2段階行い、まず、事前調査では、モデルやアイドルの経験の有無等を聞き、「ある」と答えた方を対象に先ほど申し上げました調査項目につきまして、改めてサンプル数を設定して、2,575人に対して本調査を実施したというものでございます。

1枚おめくりいただきまして、左右のページを見ながら御覧いただければと思います。

まず「モデル・アイドル等の勧誘等の経験、対応等について」でございます。

1つ目の丸にございますけれども、モデルやアイドル等になりませんかという勧誘を受けたことがあると答えた人は、約4人に1人でございました。また、そういった募集広告を見て応募した経験があると答えた方は、募集広告を見た方が約半数、その募集広告を見て応募した経験があると答えた方は5%という状況でございました。

少し飛んで、そういった勧誘等を受けたり、募集広告を見て応募した人の年齢でございまして、

10代から20代前半が多いという状況でございました。

続きまして、右側の図を見ながら、御覧いただければと思いますけれども、図2-1-3となっておりますが、こういった方法で勧誘等を受けたかということで、左側に小さい字ですが、街での声かけやスカウト、友人・知人からの紹介、メールやSNS等で届いた情報、また、そういう募集広告を見たときの場合という、4つの場合に分けて、そういう勧誘を受けたときに、どのような気持ちになりましたかと聞いたところ、真ん中あたりに、高い柱になっておりますが、全体で「かかわりたくない」また、「危険な目に遭うかもしれない」、「そんなうまい話はない」といった意見が多かったのですが、一つ、低い柱がその中にございます。これは「友人・知人からの紹介の場合」でございまして、友人・知人からの紹介の場合はこういった数値が若干低くなりまして、右のほうにあります「友人・知人の紹介なので、話を聞いてみようと思った」とか「面白そうなので、話だけでも聞いてみようと思った」といった数値が高くなっておりました。

また、その下の図ですが、モデルやアイドルなどの勧誘を受けたときに、詳細情報を確認したかといえますと、これも「友人・知人から誘われた場合」は、ほかの場合に比べて高い数値になっております。

また、その下の図でございまして、個人情報を提供したかどうかという質問につきましては、全体で1割程度であるのに対しまして「友人・知人から誘われた場合」は少し高いという数値があらわれております。

1枚おめくりいただきまして、続きまして「モデル・アイドル等の勧誘等による契約の状況について」でございまして。

契約をしましたか、しませんでしたかという問いに対しまして、契約をしたことがあると答えた人は197人でございました。

契約しなかった理由を聞きましたところ「信用できなかったから」、「関心がなかったから」、「問題に巻き込まれると思ったから」といった割合が高かったのですが、2つ目の丸にございまして、「友人・知人から誘われた場合」は「信用できなかったから」の割合が他の場合に比べて低くなっている状況でございました。

また、契約時の年齢は、勧誘時の年齢と同様に、10代から20代前半の割合が高くなっていました。

次に、契約した方に、契約書の内容を読みましたかと聞いたところ、そういう契約書や承諾書等を読んで理解したといった人は約4割程度で、そもそも契約書等がなかったといった方も1割を超えている状況でございました。

次に、契約書等を理解できなかった、読まなかった人に対し、その理由を聞いたところ、右の真ん中の図を見ていただければと思いますが、「説明されたことと同じと思ったから」、「読まなくてもたぶん大丈夫だろうと思ったから」、「読むのが面倒だったから」といった理由が割合としては高くなっておりました。

次に、その下の図でございまして、契約をした人に対し、契約を断らなかった理由を聞いたところ、右側の「断る理由がなかったから」が一番多かったのですが、左から2番目の「複数の人に説得されたから」とか、「多くの人（事務所、マネージャー、撮影スタッフ等）に迷惑がかかると言われたから」、「多額の違約金が発生すると言われたから」、「親、学校、会社等に伝えると言われたから」、「写真や画像をばらまくと言われたから」、「帰さないと言われたから」、「身の危険を感じたから」といった契約を断ることができないような状況と見られる理由を挙げている方もいました。

1枚おめくりいただきまして、続きまして「同意していない性的な行為等の撮影について」です。

まず、一番下を御覧いただければと思いますけれども、ここでいう「性的な行為等」というのは、次の(1)から(3)にある、例えば、露出度の高い衣服等の着用した状態、あとは、衣服の一部または全部を脱いだ状態、性行為や胸・性器等をさわられる様子といったことを「性的な行為等」として、聞いたものでございます。

契約をした人のうち、契約時に聞いていない、あるいは同意していない性的な行為等の撮影を求められた経験がある方は約4人に1人、26.9%でございました。

右側の図を見ていただければと思います。その中の図になりますけれども、その中で、求められた行為を行った方は32.1%、約3人に1人の方がそういう行為を求められたときに行ったということでございました。

その下の図になりますけれども、そういった求められた性的な行為等を行った理由としては、回答者数が17人と非常に少ないので、そういった回答があったという状況になりますが、「お金が欲しかったから」、「複数の人に説得されたから」、「多くの人(事務所、マネージャー、撮影スタッフ等)に迷惑がかかると言われたから」、「多額の違約金が発生すると言われたから」、「親、学校、会社等に伝えと言われたから」といった理由を挙げてました。

1枚おめくりいただきまして、続きまして、そういった契約時等に聞いていない、同意していない性的な行為等を求められたことにつきまして、相談したことがありますかという質問に対し、その下の図2-3-1になりますけれども、約6割以上の方、65.7%が相談していないという状況でした。

相談先としましては、その下の表になりますけれども、5割の方が「友人・知人(交際相手を除く)」となっております、右のほうになります、
「学校の教員・スクールカウンセラー」、「公的相談機関(男女共同参画センター、配偶者暴力相談支援センター、国民生活センター等)」、「警察」、「民間の相談機関」に相談された方は、1割以下でございました。

また、右の表になりますけれども、相談しなかった理由としましては「相談するのが恥ずかしかったから」、「家族、友人・知人等に知られたくなかったから」、「自分の責任なので、自分でなんとかしてはいけなかったから」、「自分にも悪いところがあると思ったから」といったことを理由としては挙げている方が多くございました。

また、最後に5. でございます。問題の認知度ということで、これは最初の事前調査で実施したもので2万人の方を対象に、そういったモデル・アイドル等の勧誘を装って、性的な被害を受けたことがあるといった問題があることにつきまして「知っている」と答えた方は約4割でございました。10代の認知度が他の年代よりは低い状況でございました。

また、身近な人にそういった被害がありましたかと聞いたところ、聞いたことがあると答えた方は7.6%という状況でございました。

インターネット会社のモニタ会員を対象として行ったインターネット調査でございますが、若年層の未熟さなどにつけ込まれて、そういう性的な被害に遭っている状況がうかがえ、また、こうした問題は相談できていない状況にありますので、なかなか顕在化しにくい状況にあるということがうかがえたと考えており、内閣府としまして、関係省庁と連携して、広報・啓発などにしっかり取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○辻村会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明に対しまして、何か御質問、御意見等ございますでしょうか。委員の方々

から、よろしくお願いいいたします。

阿部委員、どうぞ。

○阿部委員 被害を受けた、あるいは誘われたけれども断ったなどというデータがあったと思いますが、誘う側についてはどのような、要するに、モデルにならないかとかという形で勧誘する側は、どれぐらいの幅の人たちというのかしら。知っている範囲で教えていただけたらと思うのです。

○馬場暴力対策推進室長 今回の調査では、そういった勧誘を受けたことがある方に聞いておまして、このモデルというのは、資料の1ページ目を御覧いただければと思いますけれども、モデルというのも幅広く、下の注書きのところの1つ目のポツになりますが、雑誌モデルだとか、読者モデル、グラビアモデル、カットモデル等、モデルやアイドルになりませんかとか、オーディションを受けませんかとか、雑誌・テレビ番組等の撮影に協力してほしいといった声かけや勧誘を受けたことがあるかといったことで、聞いているというところでございます。

○阿部委員 わかりました。

そうしますと、勧誘する側に対する、これからの働きかけというのは、いろいろなことを考えておられるのでしょうか。勧誘してはいけないということを含めて、要するに、勧誘されたら断りなさいとか、勧誘されないようにする、被害に遭わないようにするということもこの中に含まれると思うのですが、問題は、安易に勧誘し、安易に10代、20代の女性たちを、ある種だますような側面も含めて、性的な撮影をしたり、あるいは性的な行為に引きずり込むような側面があるわけですから、こういったことをやらないような働きかけをどのようにお考えかと思ったのです。

○馬場暴力対策推進室長 現時点では、特にこの調査を受けてすぐに考えていることはございませんので、今の御指摘も踏まえまして、今後、女性に対する暴力をなくす運動等の広報・啓発がございまして、そういう機会にどういう啓発ができるかについても含めて検討していきたいと思っております。

○阿部委員 お願いします。

○辻村会長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

山田委員、どうぞ。

○山田委員 技術的なサンプリングに関する質問なのですが、10代は15歳以上、20代、30代とありますが、未婚もしくは独身に限っているのか、既婚も含めたとか、特に限っていないのか、まず教えていただけますか。

○馬場暴力対策推進室長 特に未婚、既婚の制限は分けてはおりません。

○山田委員 質問だと、経験値を聞いているので、例えば30代の方は10代であったことも回答しているということですのでよろしいですね。となると、若いほうで増えているということは、つまりサンプリングによりますけれども、昔は少なかったけれども、今は増えているという事実を反映しているといつてよろしいでしょうか。

経験値の差なので、毎年同じでしたら、年齢が上がるにつれて経験が上がるはずですが、若い人ほど多いということですね。特にこれはサンプル誤差ではなくということですね。

○馬場暴力対策推進室長 いつ、そういった契約をしましたかという契約したときの年代も聞いておまして、資料2-2の本体の報告書のほうを御覧いただければと思います。19ページになります。「契約時の年齢」ということで、197人の方でございまして、それぞれ左側の「10代」、「20代」、「30代」というのが回答時でございまして、いつでしたかと聞きますと、いつでしたかと聞きますと、

10代の方は10代になりますけれども、30代の方を見ましても、20代前半までが非常にそういった契約をしたときが多いという結果になっております。

○山田委員 それは10年前ということでしょうけれども、となりますと、経験値なのに若い人が多いということは、若い人に増えているという解釈が妥当ですねというのも変なのですけれども、そうだと思います。

以上です。

○辻村会長 ありがとうございます。

今の点はよろしいですかね。この資料2-2の23ページに、契約時に聞いていない、同意していなかった性的行為にまで及んだという人が、Nでは17人でしたか、いたのですけれども、30代のところがゼロになっているのですね。ですから、30代の方がそういう経験をしたということではなくて、昔ということですね。10代、20代のときの契約をしたというか、そういう経験をしたという経験値ということですね。

○山田委員 統計的に、経験値だと年齢が上がるにつれて増えるわけですが、でも、現実にならなっていないということは、近年起こったケースのほうがはるかに多いという解釈で妥当ですかと聞いているのですけれども、今のおわかりになりましたか。

○辻村会長 おわかりでしょうか。

原委員、どうぞ。

○原委員 この御報告をいただくときに、馬場室長が最後に内閣府としても予防啓発を進めていきたいとおっしゃったのですが、学校教育の中で被害者にならない、もしくはそのようなことがあったときに相談をする。もちろん、その教育を通して、自分の体や心を守るための教育という意味でも、性教育の充実が今後必要になってくるのではないかと、こういう問題が出てくるがゆえに必要ではないかと思っておりますので、このあたりも内閣府だけではなく、文部科学省も絡んでのところでの学校教育をどうしていくのかということをお聞きしたいと、今後検討していく必要があるのではないかと感じました。

○辻村会長 ありがとうございます。

学校関係は、資料2-2の30ページに、どこに相談したかに関連する図があります。Q19で、図2-3-2「主な相談先」というところで、学校の教員とかスクールカウンセラーに相談したというのが8.3%で、公的相談機関、男女共同参画センターだとか、あるいはバイト先・職場の関係者などと同じ程度、警察や弁護士はゼロのようですから、警察などよりは多いけれども、親族、その他に比べれば先生はずっと低い。そういう結果が出ているのですが、これをどう解釈するかということですね。

○原委員 一方で、その友人・知人にも多く相談していますので、幅広く教育を行うことによって、相談を受ける友人・知人にもちゃんとした知識を持ってもらうということも大切だと思います。

○辻村会長 ありがとうございます。

森田委員、どうぞ。

○森田委員 今のお話とも関係するかもしれませんが、問題の認知度ということで、最後に挙げていらっしゃると思いますが、そういう認知している人のほうが被害を受けていないかという解析はしているのかが、まず知りたいのです。つまり、もうちょっとクロスをかけたり、いろいろやれるはずなのですが、少なくとも、例えばそのことを知っていることで、本当に防ぎ得るのかということが一つあります。それはどうでしょうか。

○馬場暴力対策推進室長 申しわけありません。現時点ではそこまでの解析はできておりません。

○森田委員 被害者の脆弱性というか、そういうことについてどう考えるのかが、全然このデータにあるわけではありませんけれども、例えば精神的な問題ですとか、知的な問題ですとか、そういう問題で自己決定が難しいとか、家庭の中で非常にしんどい状況にあるとかというような、そういう情報を伝えれば必ず使ってくれるというわけではないというところについて、もう少し切り込んで分析してほしい。そうしないと、啓蒙といっても、性教育の授業をするというのは本当に大事なことですけれども、もう少しハイリスクの部分の人たちに本当に届くのかというところについて、ぜひ、また御検討いただきたいと思います。

○馬場暴力対策推進室長 わかりました。

○辻村会長 柿沼委員、どうぞ。

○柿沼委員 今の報告を受けていますと、知人とか友人から誘われると、案外、信頼関係が深くて、契約書を見たりとかしないで契約に至ったり、想定外の行為を強要されたりということがありますが、その後の相談先も友人・知人というのですけれども、それは同一ですか。（交際相手を除く）と書いてありますけれども、勧誘してきた友人・知人に対して相談しているのか、また別のところへ行っているのか。

それから、立ち直った30代とか、そういう人たちは過去の経験からどうやって立ち直ったのかとか、わかったら教えていただきたいと思います。

○馬場暴力対策推進室長 今回の調査では、そこまでは行っておりませんので、わからないところでございます。

○柿沼委員 友人・知人は同一ですか。そこもわからない。

○馬場暴力対策推進室長 特に、同一かどうかというのは聞いておりません。

○柿沼委員 わかりました。

もうちょっと、きっとここに陥っている、子供とか言えないかもしれないですけれども、深い悩みを救う手だてはないものかと思いました。

○辻村会長 ありがとうございます。

これは資料2-2の後半に調査票自体がついております。それで、インターネットでそこをクリックするという形になっていますから「知人・友人（交際相手を除く）」とかというところをクリックするという、その程度で、内訳まではわからないという形になっておりますから、今後は、もう少し詳細な調査についても、これを踏まえて、考えていくべきかもしれないと思います。

ほかにいかがでしょうか。

平川委員、どうぞ。

○平川委員 とにかく感想としては、こういうように人数が多いのだということがよくわかったのです。さらに多いかもしれないということをお聞きしたいのですが、「モデル」の中に、（雑誌モデル、読者モデル、グラビアモデル、カットモデル等）とあるのですが、その「等」の中で、こういうものがもうちょっとほかに勧誘されたときにこう言われたというような回答をした人がいたかどうかを知りたいのです。「等」という「モデルやアイドル等にならないか」ということは、文言上の「等」なのか、それとも、回答した人たちが、例えばエステのモデルになるとか、そういうものが私たちのところの相談ホットラインには入ってくるのですが、そういうところが出ているかどうか。その他の回答として出ているのかどうかを知りたかったのです。

○馬場暴力対策推進室長 スクリーニングの最初のQ1で「その他」というところがございます、そこ

で回答している方になりますけれども、エキストラのバイトやお店のモデルといったことなど、答えた方はいらっしゃいます。

○平川委員 わかりました。

では、それも入っているということですね。「その他」の数値がここの中に反映されているということですね。

○馬場暴力対策推進室長 最後はボタンを押す方、調査を受ける方の解釈にはなってしまうのですが、こちらとしては広めにとろうと思って、調査をしたところでございます。

○平川委員 わかりました。

私としては「その他」をずっと広げてほしい、広げる必要があるのではないかと考えているものから、この質問をさせていただきました。

○辻村会長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

ございませんか。確認ですが、資料2-2の30ページの先ほどの相談先なのですが、「弁護士」のところにバーがついているのですが、これはゼロですか。

○馬場暴力対策推進室長 ゼロです。

○辻村会長 全くゼロですか。弁護士会では、法テラスとか、いろいろ相談を受けるような仕組みを作っておられますが、法律無料相談とか、そういうものは実際にありますか。やはり若い人は弁護士には相談したいとは思わないのでしょうか。

○小木曾委員 恐らく、そういう知識がないのでしょうか。

○平川委員 まだ、この被害自体が知られていないのだと思うのです。被害だと認識されていないし、自分も悪かったというようなことが意識の中にあるというのが実態だと思います。

○柿沼委員 システム的には受けられるようなシステムはあるのですが、そこまで届かないのだと思います。

○辻村会長 法的な問題だとか、そういう意識もない。

○平川委員 まだないと思います。

○辻村会長 そうということですね。そうすると、訴訟になったり、ということも極めてまれだということはわかりますね。わかりました。

○馬場暴力対策推進室長 1点補足させていただきますと、「主な相談先」、これは回答された方が36人ということございまして、「友人・知人（交際相手を除く）」は50%だから18人になりますけれども、2.8%という「民間の相談機関」などは、1人の回答数になります。データ自体が、この質問の回答の対象者が少ない状況にはなっております。

○辻村会長 そもそも相談していないのですね。

小木曾委員、どうぞ。

○小木曾委員 そうすると、事前調査は2万人で聞いて、「ある」と回答したのが5,248人で、その5,248人の中から2,575人をサンプリングしたということですね。本調査は、この人数にいわば絞ったということですね。五千何人いるところから、どうして母数をこの数にしたのか、何か説明はあるのでしょうか。

○馬場暴力対策推進室長 1ページ目の調査期間のところを御覧いただければと思うのですが、事前調査と本調査を分けて行ったものですから、事前調査で回答された方全員に本調査でまた回答していただけるかどうかはわからない、調査会社と相談したところ、事前調査で答えても本調査では答えて

いただけない可能性もあるので、その点を考慮しました。また、10代が15歳から19歳までということで、10代、20代、30代の比率を1対2対2の比率にしたほうが適当であろうということを考慮し、この2,500という数字になったものでございます。

以上です。

○辻村会長 山田委員、どうぞ。

○山田委員 調査票を全部読んでいないのですが、モデルやアイドルへの勧誘の中で、いわゆる性的ではない、本当のと言ってはまずいのですけれども、いわゆる通常のテレビやモデルに勧誘された人と、性的なものに勧誘された人の比率というのは出せますでしょうか。多分、これはモデルにというときに、当然両方あると思うのです。それについてはとっておりますでしょうか。

○馬場暴力対策推進室長 そこまではとっておりません。

○山田委員 では、モデルに誘われた人でオーケーした人の中で、性的なものに関しては何人ということになるわけですね。

○馬場暴力対策推進室長 そうです。

○山田委員 わかりました。優良というのは変ですけれども、別に全てのモデルやアイドルへの勧誘が性的なものを含んでいるわけではないと思うので。

○武川局長 この本調査の資料2-2の23ページですけれども、モデル・アイドルということで契約した人が197人のサンプルがいた。その中で、契約をした後、聞いていない性的な行為を求められたというのが全体の26.9%ということですから、それ以外の方は、モデル・アイドルの勧誘を受けて契約したけれども、契約時に聞いていないような性的な行為の要求はなかったという感じなのかと思います。

○山田委員 そうなのか、この「ない」の中に、聞いていて知っていてやったというものももしかしたら含まれるかもしれないので、御質問させていただきたいのですけれども、そこはわからないということですね。

○辻村会長 この調査では、細かなことまではわからないのですけれども、どう判断するのかということですね。モデル・アイドル等の勧誘で契約をした人が197人で、その中の53人、30%弱が聞いていないことをやらされたということですかね。3割ぐらいが、性的な行為等の写真や動画の撮影に応じるよう求められたということですね。その事実はここに出ている。そこまでですけれども、これをどう捉えるかですね。多いと捉えるか。先ほど申しましたけれども、同じ2-2の25ページに、契約時に聞いていなかったのだけれども、性的な行為等まで求められた人がいた。それで、17人は求められた行為を行ったということですから、予測はあらかじめ持っていたわけではありませんけれども、少なくともゼロではなくて、17人はいたという事実がここに出てきた。インターネット調査で、あえて事実をねじ曲げて回答したともなかなか思えないですから、これが氷山の一角になるのかどうか、そこもわかりませんが、この調査ではこういう結果が出ました。これをどのように解釈するのかということは意見が分かれると思うのですが、山田委員のこれまでの社会学のいろいろな調査のご経験などを踏まえたら、これはどう解釈されますか。これは2,500人中の17人だから少ないではないかということなのか、17人でも契約していないことで性的関係まで行ったというのは、特筆すべきことなのか。

○山田委員 もちろん、人権の観点からいえば、一人でもいれば深刻な問題だと思いますし、契約した人の中で少なくとも1割はそういう性的なものであるというのは、かなり多い割合ではないか。つまり、通常のアイドルとか通常のモデルもいるわけですけれども、10人に1人は、そういう不本意な行為をしているというのは、結構、1割というのは大きな事実ではないかと思います。

○辻村会長 多いのではないかという解釈ですね。

ほかにはいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、この問題についてはここで打ち切らせていただきまして、次の議事に移らせていただきたいと思います。

お手元は、資料は3-1と3-2ですけれども、現状と課題のほうです。いわゆる報告書案でございます。

お手元にお配りしております資料3-2の案は、前回の会議で検討した骨子案をもとに、これまで専門調査会で行ったヒアリングの内容と、各委員からの御意見などを踏まえて作成したものです。この間、委員の皆様にも何度か確認をしていただいているところですが、本日はこの取りまとめの案について、まず、事務局から説明をいただいて、その後、意見交換をさせていただきます。

なお、この専門調査会の委員の任期が本年度内となっておりますことから、この報告書について皆さんに御議論いただけるのは、今回が最後になりますということです。それで、本日の御意見を踏まえまして、必要な修正を行い、2月中には取りまとめたいと考えております。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。よろしくをお願いいたします。

○馬場暴力対策推進室長 では、資料3-1に基づきまして、御説明をさせていただきます。

1枚おめくりいただきまして、先ほど会長からもございましたけれども、既に何度かお送りして、御意見等を頂戴しているところでございますが、今回の現状と課題の整理の案の概要につきまして御説明させていただきます。

まず、背景としましては、近年、若年層の女性の方がいわゆる「JKビジネス」で働きまして、性的な暴力等の被害に遭うといった問題や、本人の意に反しまして、アダルトビデオへの出演を強要されるといった問題が発生しておりまして、若年層の女性を狙った性的な暴力の問題は深刻な状況にあるということでございます。

政府の対応としては、昨年5月に男女共同参画会議の決定や、すべての女性が輝く社会づくり本部決定におきまして、児童の性に着目した新たな形態の営業など、若年層を対象とした暴力の多様化を踏まえて、その実態把握に取り組むということとされまして、本専門調査会でも、昨年6月以降、一番下の箱になりますけれども、計4回にわたりまして、民間団体、有識者、地方公共団体、関係省庁からのヒアリングを実施いたしました。

下のページになりますが、まず「『JKビジネス』の状況」について、「JKビジネス」がどういう営業なのかといったことなどを、書いております。これはヒアリングを行ったColabo、また、BONDプロジェクトからの発表を基に作成しているところでございます。「JKビジネス」の営業としては、女子高生などを雇いまして、児童の性を売り物とする営業で、健全な営業を装いながら、性的なサービスを提供させるものが存在している。また、その危険性としては、右側になりますけれども、児童がそういった危険性を認識しないまま、接近するだとか、重大な性被害につながるといったことが発表でございました。

被害状況については、警視庁等の事例ではありますが、児童買春や強制わいせつ、つきまといの被害があり、また、営業者につきましても、労働基準法違反等で摘発されているところでございます。

下の「JKビジネス」の被害者の傾向とそれを取り巻く環境ということで、被害者が抱える困難としては、家や学校に「居場所」がない、また、経済的困難を抱えている場合がある、発達障害などの障害がある人が少なくないといった発表がございました。

また、被害者の傾向としましては、危険性の認識不足、公的支援等に結びつきにくいという発表がございましたので、そういったことを記述しております。

次に「アダルトビデオへの出演強要の状況」について、昨年3月のヒューマンライツ・ナウの報告書と、また、ライトハウスやPAPSといった民間団体からヒアリングを行いましたので、それを基に記述しているところでございます。

アダルトビデオの出演強要の危険性としては、衆人環視のもとで性行為を強要される、身体的、精神的な被害を受ける、また、映像が繰り返し使用、流通されることによる2次被害に苦しみ続けるといったことがあるといった発表がございました。

また、被害者の状況としては、その下にございますけれども、若年層の女性が多いだとか、被害が顕在化しにくいといったことがございましたので、記述しております。

続きまして、Ⅲの「国民や若年層の意識」として、ただいま説明しましたインターネット調査、また、昨年10月に公表されました男女共同参画社会に関する世論調査といったものから、国民や若年層の意識につきまして、記載しております。先ほど御報告しましたインターネット調査につきましては、省略させていただきますが、右側の上の箱にあります男女共同参画社会に関する世論調査、昨年10月に公表されたものですが、「JKビジネス」の問題の原因としてどういったものがあるのかといったことについては、保護者や家庭の問題、あとは、買う側の大人の問題、社会風潮の問題といったことが挙げられており、そういった「JKビジネス」の被害の防止のために必要なこととしましては、子供に対し、きちんと教育を行うこと、相談窓口を設けること、規制を強化することといったことが挙げられております。

また、この専門調査会でも報告をいただきましたが、警視庁の懇談会での報告の中でも調査が行われており、一番下の丸にございますが、警視庁において、各種法令で摘発した「JKビジネス」の店舗で働いていた女子高生等に聞いたところ、そういう働いていることを、家族や保護者の方がほとんど知らなかったといったことも挙げられておりました。

続きまして、Ⅳの「取組状況」でございますが、ここでは、ヒアリングを行った各機関、団体等が、どういった取組をしているかにつきまして書かせていただいております。

「業界団体・関係者団体」というものが右下にございますけれども、こちらにつきましては、専門調査会ではヒアリング等を行っておりませんが、事務局で個別にヒアリングをさせていただきまして、そのときのヒアリングを行った結果につきまして、記載しております。

これまでのヒアリングを踏まえまして「今後の課題」としましては、5つ書かせていただいておりますが、さらなる実態把握、取り締まり等の強化、教育・啓発の強化、相談体制の充実・強化、保護・自立支援の取組強化ということで「JKビジネス」の問題や、アダルトビデオへの出演強要の問題に限らず、若年層の支援のための課題を記載させていただいております。

そういった課題を踏まえまして、上の1つ目の丸になりますが、関係各府省庁は、さらなる実態把握を始めまして、各課題について検討を行って、着実に実施していただきたい。

また、2つ目の丸にございますが、速やかに取り組む必要があるもの、また、取り組むことができるものについては、相互に連携して、スピード感を持って対応すること。

3つ目の丸にございますが、さらなる実態把握、その他の各課題に係る施策の進捗状況を踏まえまして、必要な対策について検討する必要がある、当専門調査会でも、随時進捗状況のフォローアップを実施することとするといったことを書いております。

また、ここには書いておりませんが、この報告書の最後には、有識者の皆様3名の方から発表をいた

だきましたので、その発表内容を参考として掲載するとともに、参考資料をつけるかたちで、報告書としては取りまとめたいと考えております。

以上でございます。

○辻村会長 ありがとうございます。

それでは、意見交換に移りたいと思います。

委員の皆様から、本案に対する御意見をお願いいたします。

資料3-1、3-2を対象としてください。参考資料もついていますね。

森田委員、どうぞ。

○森田委員 このところ参加できていなかったのが、あれなのですが、啓蒙活動が必要だということは、本当に私は一番大事な一つだと思っているのです。結局、まずは学校とか本人が、こういう「JKビジネス」という問題について、どう捉えてどう啓蒙していくのかということ。もう少し踏み込んで、こういう形で啓蒙してほしいということについて、そういうことで、例えば訴え出ることによって、何か非常にネガティブな反応、自分にとって非常に不利なことが起きるのではないかということについて考えたり、もしくは、被害意識自体が少ないということもあるのです。そうした啓蒙の仕方ということについて、ある程度きっちり伝えていかないとほとんど効果がないのではないかというのは、言い過ぎかもしれませんが、そういう認識そのものについて、例えば学校の先生なども、そういうことについて、必ずしもすごくそういうことがわかっているわけではないので、先生がどう伝えるのかということなども、本当は例えばモデルとして、このような教育の仕方があるのだとかということについて示していかないと、なかなか言われただけだときっとやらないのではないか。もしくは、一応は言葉としては言っても、子供に届くような言い方にならないのではないかということについて、感想ですけれども、思っております。

○辻村会長 原委員、どうぞ。

○原委員 関連して、おっしゃったみたいに、学校教育の中で、先生方がこの問題について理解をして、例えば児童、生徒に対して教育を行うということは非常に大切なことだと思いますので、そういう意味で、子供たちに伝えるやり方はやり方で、もちろん研究しないといけないと思うのですが、一方で、学校を挙げての取組の一つとしてできるかどうか。人権教育も含めて、そういう教育が行える文化が学校に根づくかどうかということも、予防啓発というところでは重要だと思います。

もう一つ、その中で例えばリスクがある子供が発見されたときに、家庭環境要因も含めて、どのように支援をしていくのかという、支援のあり方ですね。例えばDV被害者に対する支援をこれまでやってきたのと同じように、子供に対する支援というものも、きちんともっと考えていかないといけないと思っています。

○辻村会長 ありがとうございます。

よろしいでしょうか。

ただいまのお二人の御発言は、3-2の資料でいきますと、39ページに「教育・啓発の強化」という課題が出ておりますことに関連しています。そもそもそこに学校というものが入っていないのではないかというのが、私の意見でございます。後で発言したかったのです。

例えば40ページに「保護者や教員等に対する支援」という項目があるのですが、教員というのは個人ではなかなか難しいですね。ですから、学校や校長、あるいは校長会とか、そういったところに、支援というよりも、広報・啓発の依頼というのでしょうか。それを媒介していただけるようにする

とか、「相談体制の充実」という課題が40ページにも出ておりますけれども、この相談窓口をどこに置くのかということで、学校にもう少し、そういった機能を果たしていただけないものだろうかという感じはします。

30ページでは、「相談体制」というところで「①学校」と書いてあって「学校ではスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを配置し、児童、生徒からの相談に応じている」と記載してあります。けれども、その中に、適切に、ここで問題にしているような「JKビジネス」その他のことが含まれているかどうか。そういったことの確認も必要かと思えます。

委員の皆様から、再三にわたり、この教育・啓発が重要であるという御発言が続いているわけですが、このあたりの書きぶりとはともあれ、学校教育について、どのような願望、期待を我々として示すかということは、大きな課題であろうかと思えます。

いかがですか。

柿沼委員、どうぞ。

○柿沼委員 私も全く同意見なのですが、先ほどのところも、知人・友人に相談をしても、行政的には法テラスとか、いろいろ相談窓口をつくっていてもそこまでつながっていかないということなので、文部科学省全体を巻き込んだ、要するに、学校教育としての中に、個人の教員が夏休みに勉強に行くというだけではなくて、もうちょっと皆さんの子供が卒業するまでに一回は全体で教育を受けるような、そういうシステムに持って行って、子供たちの質問を、あるいは相談を組織として受けて、それから、公的な分野で相談窓口をつくっている、こういったところのネットワークにつなげていく、見えるような道筋をもっと提示していく必要があるのかなと思えます。

それで、子供たちに、罪悪感がない子供も多いのです。お金をもらったからいいとか、結構そういう子がいたりする。それと、地元の件を調べてみましたが、そういった件数、実数がふえていますので、やはり手を打たないといけないと思えます。

それから、「今後の課題」の中で、取り締まり等の強化がありますけれども、もっとそういった確信犯の業者に対する社会的制裁を強める必要があるのではないかと思います。そこら辺が、こういった女性が割と中心ですが、男性も今はいるかもしれませんが、ちょっと緩いのかなと思えますので、もうちょっと社会的制裁、罰則も含めた強化をしていただきたいと願います。

○辻村会長 ありがとうございます。

山田委員、どうぞ。

○山田委員 書きぶりは構わないのですが、一応コメント、意見として、3点お願いしたいのは、学校教育と言われておりますけれども、仁藤さんが発表したときにも質問したのですが、結局、高校を中退した人であるとか、そもそも学校をサボっている人とか、授業に出ても聞いていない人が多いわけですから、そういう人たちがいるわけで、もちろん統計をとったわけではないのですが、そういう人たちに被害が多いとするならば、そういう学校以外での啓蒙、教育というものを考えていく必要があるというのが、まず、そのときにも言わせていただいたのですけれども、1点目です。

2点目は、私は男性なのですが、性的な情報に関しては、どうも男女で相当情報、知識の非対称性があるらしいということがわかりまして、私はジェンダー論という授業をやっている、そこで家田荘子さんの『昼、介護職。夜、デリヘル嬢。』というものを取り上げて授業をしたのですけれども、その後者のデリヘルが何かということを知らない、どういうことを知らない女子大学生、男性は全員知っていたのですけれども、それがどういうものかということを知らない女子学生も結構いましたの

で、多分男性、つまり、業者なりそういう人たちの情報、持っている知識と、被害に遭う女性の知識というものが相当非対称であるということはどう考えるのかというのは、考えていく必要があるかなと思っております。

3点目なのですが、もちろん、そういう被害に遭わないようにという教育も必要なのですが、私はリスク教育というのは、こういうリスクがある、こういうリスクがある、危ない、危ないということだけでは不十分で、実際にそういうときにあった場合に、どう相談するか、どういうところに行くのかも含めて教育しなければいけないと考えているところなので、こういうものがあるから、行ってはいけないよというのではなくて、もし行ってしまった場合は、いろいろな段階でもって、こういう手段があるよ、こういう手段があるよというようなことも教育していく必要があると思っております。

以上です。

○辻村会長 ありがとうございます。

今の山田委員の知識の非対称のお話は、この「JKビジネス」もAVの話も、若年層の女性なので、その人たちをターゲットにした、また特別な取組が必要だという趣旨ですか。

○山田委員 こういう仕事があつて、こういう内容なのだよという知識がないために、どういうことがなされているかがわからないまま、そういう仕事についてしまう可能性も指摘したということです。アダルトビデオというものはどういうものであるかを知らないとか、そういう「JKビジネス」でこういうことが行われるということを知らないでしてしまう人もいるのではないかと考えています。

○辻村会長 では、ほかに、手がたくさん挙がっていましたので順番に行きます。

平川委員、どうぞ。

○平川委員 ほかの委員とほとんど重なるかもしれないのですが、3-2のところの38ページなのですが、「今後の課題」というところで、第2パラグラフのところ「教育・啓発の強化も不可欠である」というところがありますが、私としては「性教育」という言葉ではなくて「安全教育」とかあるいは「リスク教育」というか、安全ということ、あるいは人間としての尊厳が守られることこそが人生にとって大切なのだというような、そういう文言を一つ入れていただいて、予防なり教育・啓発の強化を行う日露があるのではないかと考えているのです。しかも、予防に関してはもう高校生は遅いと言われてます。小学校、中学校のときからやっていく必要があります。

手前みそになるのですが、性暴力救援センター・東京では、事務所を置いてある区の教育関係者に呼びかけて、養護教諭や校長先生を含む100人ぐらいの方が集まっていた研修会を開催してもらいました。その中でわかったのは、養護教諭の方々が、安全やリスクに関する教育についての経験を持っていらっしゃるということでした。はじめて聞いたという感想もたくさん寄せられました。性についての知識や発達過程については、保健の授業とか、あるいは子どもたちが保健室に来たときには、その都度、話しているけれども、全体として安全教育がどのようなものかがよくわからなかったということでした。

担当者との打ち合わせの際に事前アンケート行いました。そのうえでワンストップ支援センターは、こういう対応ができますということを具体的に話しました。実際に、その区で被害に遭われた子供さんが出たときに、学校長から連絡をいただき、それを踏まえて、支援員がその学校を訪問して、当事者の方あるいは担任の先生、養護の先生、それから、学年主任の先生、校長、副校長先生が出てきてくださって、それぞれの方が把握している事実や問題などをシェアするという形になりました。

そのケースに関しては、児相の動きが余りよくなかったので、結局は弁護士さんに入ってもらって、

弁護士さんが警察にも行き、それから、加害者と連絡をとってくれて、うまい具合に解決がなされていったりしたわけです。そういう形で、ワンストップ支援センターというのは、こちらから出かけていくことができますよ、それから、全体の連携をするコーディネート役はやれますよというような、対応の一つのモデルを聞いていただいたのです。このあたりのことは校長先生にもご理解をいただいたと思います。その後に、区全体に呼びかけていただく研修会という流れになりました。この報告書の中に、ワンストップ支援センターが行う支援について入れていただけるといいかなと思ったのです。

○辻村会長 そのワンストップ支援という言葉は、ほかのところで、いろいろ性犯罪とか、そういったことで使っていますけれども、それとは違うものですね。同じセンターを指しますか。

○平川委員 事件が起きると、それは私たちがかかわっていくというようなことをやっていますので。ありましたか。

○辻村会長 資料3-2の41ページに、性犯罪・性暴力の被害者のための行政が関与するワンストップ支援センターの設置促進について記されています。性犯罪・性暴力に対処するためのワンストップ支援センターを今、一生懸命つくろうとしていて、今年度の目標にもなっておりますし、予算措置もできているところですが、それとの関係で、それを相談機関の一つとして使って行って、有機的に結合してこうという、そういう趣旨で41ページは書かれておりますが、この趣旨でよろしいでしょうか。

○平川委員 この趣旨です。

○辻村会長 もう少しわかりやすく書けばよかったということですね。

○平川委員 学校の先生方が対応するときのワンストップ支援のイメージを持つということが、一つの実践として効果が上がったというようなことをお伝えしたかったのです。

○辻村会長 ただ、これまでワンストップセンターの場合には、性暴力の被害者ということですから、イメージ的にそこに行きなさいということがなかなか言えないかもしれないですね。まだ「JKビジネス」に足を入れかけている子供に対して、そこに行けと言うのが、どうか、ということはあるかもしれないですね。

○平川委員 啓発とか予防とかの段階から、小学校や中学校との具体的な連携が行われる必要があるということですね。

○辻村会長 予防もそこでフォローするということですね。わかりました。御意見承りました。ありがとうございます。

ほかに手がたくさん挙がっていました。順番で行きますと、早いのは小木曾委員だったと思います。それで、次に原委員、阿部委員、どうぞ。

○小木曾委員 41ページの4の「相談体制の充実」の②のところですがけれども、「相談窓口の環境整備」というところがあって、「例えば次のような」云々とあるのですけれども、ここは主体が誰なのかがよくわからない。「24時間365日」というのは、それぞれの相談窓口がそうしろというのかもしれませんが、その次を見ると「全国共通の相談ダイヤルを設ける」と。これは個々の相談窓口の話ではないだろうと。「無料で相談を受け付ける」、これも、どこの努力でそうするのかですね。「関係機関へ同行支援を行う」のは恐らく相談窓口なのでしょうけれども、「学校における相談体制を充実する」、さっきも出ていましたように、これは自治体か、国がもっと後押しをするのか、そのあたりの書き分けがどうもごちゃっとなっている気がするのです。

○辻村会長 わかりました。

ここはいかがですか。事務局に伺いますが、これはどういう趣旨ですか。これは、例えば次のような

検討によりそういう相談窓口体制を整備すると書いてあるので、これは自治体などがそれぞれ行いなさいという趣旨ですか。

○馬場暴力対策推進室長 個々の相談窓口の場合もありますし、全国的に対応する場合もあります。

○辻村会長 別に特定していない。

○馬場暴力対策推進室長 そうです。

○辻村会長 ということのようですが、小木曾委員からすると、もう少しわかりやすく具体的に書くということですね。自治体や国などが、こういうな、365日可能な相談窓口をつくったらどうかとか、そういう具体例を出していったらいい。

○小木曾委員 例えば「24時間365日」、これはすごく経済的な負担がかかるので。

○辻村会長 そうですね。以前にやりましたけれどもね。

○小木曾委員 はい。ですから、それは相談窓口一つで対応できることでは、恐らくなかろうということもありますので、誰がどういう責任を持って、何をするのかをもう少し整理して書いたほうがいいように思います。

○辻村会長 そうですね。ここには学校における相談体制を充実するとか、主体もいろいろばらばらになっていますからこの書きぶりを少し整理して、もう少し具体気にしたいと思いますので、訂正させていただきます。

次、原委員、どうぞ。

○原委員 平川委員のお話の続きでしたかったのですが、今、全国的にワンストップ支援センターの設置が進んでいく中で、特に設置をしたばかりの機関というのは、どちらかといえば、相談を待ちの状態に対応しているところもまだあると思うのです。私たちは、当然同行支援などで出かけることもありますが、今、お話があったみたいに、予防啓発も含めて、学校に出かけて行って、啓発をするとかということが、ワンストップの役割として、また一つのモデルとしても、ワンストップ支援センターが、啓発に出かけていく意味や効果について、書かれるといいかなと思いました。

○辻村会長 ありがとうございます。

先ほどからワンストップ支援センターの問題が出ております。これは、これまでは性犯罪の被害者のための救済を迅速かつ有効に、有益に行うという趣旨で語られてきていたのですが、我々が扱っております問題などについても、予防教育などの機能も果たせるようにというような御趣旨でいいですか。そういうワンストップ支援センターの活用ということで考えたらどうかということでしょうか。そういうまとめ方でよろしいですか。

柿沼委員、どうぞ。

○柿沼委員 学校教育の重要性をお願いしたのですがけれども、山田先生がおっしゃるように、はみ出した子供たちもたくさんいらっしゃると思うのです。児童委員・民生委員をしている友人からの話ですと、その子供たちは子供だけでなく、家庭に問題があったりとか、いろいろしますもので、そういった中で、地域力ネットワークというものをもう少し構築していく必要があるのかなと思いますし、子供たちが、家庭内の性的搾取というものもあり得ることも非常に実例して聞いたりしていますので、子供たちへの学校以外の「居場所」づくりというものを、もう少し何か地域でできないのかなと思います。そこら辺を加味していただければと思います。

○辻村会長 ありがとうございます。

有識者ヒアリングのときに、小西先生がそのことを強調しておられたかと思います。この3-2の資

料では「居場所」がなくなった子供たちということで、「JKビジネス」の9ページから10ページのところですが、「『JKビジネス』の被害者とそれを取り巻く環境の状況」というところで、10ページに「居場所」がなく街を徘徊する少女の話がずっと出てくるのですけれども、「居場所」を提供することによって、少女を取り込むアプローチだとか、友人を利用したアプローチとか、そういったことが書いてあります。そういった取組、これに地域の取組を加えるということですね。

ほかにいかがでしょうか。

森田委員、どうぞ。

○森田委員 今のお話も、本当にそうだと思います。連続してなのですが、民間の今回、いろいろ支援団体の方のお話を伺うと、さっき学校の話をしましたけれども、民間ベースでこそできているところも非常に大きくて、民間団体をむしろバックアップしていくというところも、もうちょっと、今、あるところは書いてありますけれども、どうしてもそういうところに、学校の中での解決では難しいという人も、絶対にいるわけです。

民間と一緒にそういうことを「居場所」も含めて対応窓口みたいな、もしくは近い年代の方々が、そういうヘルプをするということは、いろいろなリスクもあるのかもしれませんが、やはり一番、結局は友達というレベルで話せるということもありますので、駅前で行っていたり、放課後にやっていたりするような小さい試みは幾つかお聞きしていますけれども、そういうものも、全体の対応の中に位置づけてあげることで、やりやすくなっていくのではないということの一つを考えてほしいと思いました。

違う話としては、先ほど平川先生からあったような安全対策ということ、安全の教育というのは、私はずっと薬物のことをやっているものですから、とにかく訴え出ると、デーティングバイオレンスも薬物もそうですけれども、話してしまうと、何かとんでもなくその人がその場にいられない、学校にいらなくなってしまうとか、そういうようなことなどもあって、自分のリスクに対して、リスクが起きたときにどう対応するのかとか、起きないようにするという自己決定についてするというようなところ。もうちょっと全体として難しい状況になった人を訴えるということをやうまく引き出すみたいな教育がないと、訴えると、結局しょっぱかかれてしまう、もしくは、ある種カバーされてしまって、かえって問題を出した人が非常に不利になるという風潮はどうしてもあって、そういうところは、やはり非常に学校は、正直に言って不得手だと思うのです。ですけれども、少しでもそこを変えていったり、自分のところでできない場合は、さっきのような違うところを紹介するとかというような形でないと、性の問題も薬物の問題も潜ってしまうので、その辺のところまでやるとしたら、もう少しそういった教育の受け皿みたいな、そういうことが起きたときに、では、どうするのか、山田先生からもありましたけれども、そういうものを、もうちょっと全体として示していくようなシェーマみたいなものが欲しいと思いました。

○辻村会長 ありがとうございます。

そうですね。なかなか書きぶりは難しいかもしれませんが、41ページのところは「保護・自立支援の取組強化」というところで終わっています。ここは被害者の支援、家庭だとか、そういったことばかり書いてあるのですけれども、先ほど出ていました民間のサポートをする団体の支援でありますとか、業界ですね。実際に、アダルトビデオの業界団体が自主規制に熱心に取り組んでおられるということであるとすると、そういう取組への期待とかも含めて、「今後の課題」の中に入れておく必要があるかもしれません。

○森田委員 全体として、そういうことに困っている子たちが見て、これだったら助けてもらえるのだとわかるような示し方ということがすごく大事で、そうでないと、話してもいいことがなければ、話さないということになってしまうので、そこら辺はかなりいろいろなものがある中でも、もう少しわかりやすく全体を示してもらえるといいのかなと思いました。

○辻村会長 ありがとうございます。

ほかにいかがですか。

阿部委員、どうぞ。

○阿部委員 先ほどからいろいろな意見が出されているわけですが、一つ、愛知県警のほうの取組で、「JKビジネス」というのは、ある地域が何カ所か特定されている。神奈川で言うと、横浜で大体想定できる2カ所があるのですけれどもね。そういうところは、警察だけではなくて、私たちも含めて、その地域に定期的に、イメージとして、愛知県警が上り旗を上げて、「JKビジネス」は気をつけようとか、そういったことを本当に啓発をすると、その地域の、商店街とか、その地域の人々と一緒に啓発をしていくということのイメージが非常にあったわけですが、そういった意味で、先ほど地域力アップといったときに、具体的に地元の人々や学校の先生たち、それから、その警察や支援団体の人たちがそういった啓発を定期的に行うということが、多分、一つは必要なのかなということが一点です。

それから、もう出ていますけれども、ColaboやBONDOプロジェクトの人たちの有能さは、出かけて行って、気をつけようよと。そして、被害に遭ったり、相談した子たちに対して、「居場所」を提供している。逆に、私たちが相談窓口や「居場所」を提供しても、本当に相談が何もなくて何カ月も過ぎるみたいなことになるよりも、安心できるような「居場所」のつくり方をどうしたらいいのかということは、ColaboやBONDOプロジェクトの人たちから学んでいかなければいけない。そういう意味では、彼女たちの活動に、非常に大きなバックアップ体制や連携を形づくっていくことが、若年層とのつながりをつくるのではないかと考えていますので、その辺がむしろ、このいろいろな相談窓口をいっぱいつくるのだけれども、有効な相談窓口をつくるためには、現在、活動している人たちとの連携が必要なのだと、連携をするような形で書いていただくと、大変ありがたいと思いました。

○辻村会長 ありがとうございます。

「JKビジネス」のほうは、確かに地域性がありますし、そういうことも有効かと思います。よろしいでしょうか。大体このようなところですか。

ありがとうございます。非常に重要な御指摘をいただきました。本日いただきました御意見を踏まえまして、本文を修正しまして、改めて委員の皆様にご相談させていただきたいと思います。

今後、この専門調査会の開催は、このメンバーでは今回が最後でございます。任期はまだ3月までありますけれども、一応、会合としては本日が最後になると思われまますので、報告書の文面につきましては、恐縮でございますが、私に最終的な判断は御一任いただきたいと思います。その前にメールで何でも確認させていただく所存でございます。

それで、2月中に取りまとめまして、報告書を公表して、男女共同参画会議に報告しないといけません。昨年5月の男女共同参画会議の決定で、この取組を始めたという事情ですので、結果を、その会議に上げていくことにいたします。資料等につきましても、御一任いただきますが、この点はよろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○辻村会長 ありがとうございます。

では、そのように進めさせていただきます。

では、事務局から事務連絡をお願いします。

○馬場暴力対策推進室長 ありがとうございます。

本日いただきました御意見等も踏まえまして、会長とも相談の上、事務局において速やかに所要の修正を行いまして、改めて委員の皆様を紹介させていただきたいと思えます。

その後、先ほど会長からもございましたが、2月中にセット、公表いたしまして、最終的には、男女共同参画会議への報告とさせていただきたいと思っています。

以上です。

○辻村会長 ありがとうございます。

あと7分なのですけれども、ちょうど7人おられますので、1人1分弱でお話しただければよろしいかと思えます。

本日、最後であるということですので、2年間、大変にお世話になりました、せっかくの機会ですから、一言ずつ、何か感想のようなことがございましたら、なければパスで結構ですけれども、ございましたら、今後のこともございますので、課題などについても御指摘いただければと思えます。

阿部委員からお願いします。

○阿部委員 大変勉強になったという意味では、皆さんに感謝申し上げたいと思えます。

時代が変わっても、女性に対する性的な搾取、経済的な搾取を伴うこういった暴力が、形を変えて、いろいろな形で延々と続いているのだということを、改めて学ばせていただきましたし、このところに敏感になって、目を光らせていかなければいけないということも痛感しております。

本当にありがとうございます。

○小木曾委員 私は性犯罪の法改正に随分かかわらせていただきました。ここでの議論が、勢いでもってやってしてしまうというのではなくて、慎重で多角的な議論の末に、多分、法案が提出されることになると思えますけれども、法制化される、その現場に立ち会うことができたということで、大変ありがたく考えております。

○柿沼委員 辻村会長さんのリーダーシップの中で、結構深みのある議論が展開されて、すごく私たち地域の中で、こういうものが、よそごとでない現実というものを目の当たりにしております。私たちの年代ではついていけなくなっています。機械的なインターネットとか、見えないところでこういう事実がどんどん積み重なっていく中で、子供たちを一人前にしっかりと社会人にするために、どれだけ社会が守っていけるのかということについて、大人がもっともっと連携を強めなければいけないということを改めて思いました。

どうぞまたよろしく願いいたします。本当にありがとうございます。

○原委員 先ほど「JKビジネス」は地域が限られているというお話がありましたが、この報告書を読んでいて、私のように大都市圏から離れた地方都市に住んでいると、何となく人ごとのように感じないのではないのですが、これが全国どこにでも起き得る問題として、今後考えていけないといけないのではないかと考えています。そういう意味では、この報告書を共有していくということも大切ではないかと思いました。どうもありがとうございました。

○平川委員 ありがとうございます。

刑法にある条項が被害者の方の実体験とズレているということをここで学びましたが、その後には刑

法の改正という流れが生まれました。改正が進むことを願っています。また個人的には、まさか自分が性暴力救援センターにかかわるとは思ってもみなかったところでしたが、結果的にはやってよかったと思います。

先日も子供さんの性被害が起きたとき、ワンストップで24時間体制ですから、一人の支援員がかかわるだけではなくて、ほかの支援員に引き継いで行きながら、多くの支援者や関係機関が関わり、結局捜査も進んでいきました。このような支援の仕組みが、全国に拡がり、支援の届きにくい若年者層の被害への対応が進むことを願いたいと思います。

○森田委員 十分に役割を果たせていない気はするのですが、こういう場で、すごく通底するようないろいろな問題のあらわれ方をみんなで話せるということは、自分にとってもすごくありがたいと思いましたし、そういう情報が広く伝わってほしいということがすごくあります。

私としては、個人的には加害者更生の話というか、男性側の話ですね。だから、男性が本当に暴力としてまずいことが多いことも確かなのですが、男性は切り離しても存在するので、そういう加害になっている男性がまたやり直すことができたり、もしくは、やり直せなくても、少なくともそういう被害を最小限に食いとめるような仕組みをつくっていくことをすごく期待しておりまして、それが被害者への対応とリンクしてほしいのです。それが、非常にだんだんそういう方向性になっていると思いますが、またぜひそういう方向で、さらに進めてほしいという気持ちです。

○山田委員 2年間ありがとうございました。

私は家族社会学、結婚問題等をやっていて、全体としては、若い人の性体験率は落ちているし、恋愛離れ、性離れが進んでいるということもあるのですが、結局は非常に若者や生徒、学生が多様化していったって、格差が拡大していったって、その一方の局でこういう問題が起こっているのではないかな。その結果、いわゆる従来のシステムでは対応できない、学校で教育すれば大丈夫とか、そういう問題でもだんだんなくなってきている中で、こういう幾つかの民間団体のヒアリングが行われて、先進的に新たな課題に対応する民間団体があらわれてきている、そういう人たちが熱心に活動しているということを見て、すごくうれしく思うとともに、その中で広がる被害等に対してどうしたらいいのかということをもみんなで考えていかなければいけないなど、また新たに思った次第でございます。

以上です。

○辻村会長 ありがとうございました。

それでは、私からも一言御挨拶させていただきます。

私どもの専門調査会は、御承知のとおり、大変に守備範囲が広いわけですが、DVもありますし、性犯罪、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー事案とか、たくさんございました。また、実際問題として、私どものこの2年間の任期では、第4次基本計画を策定する仕事がございます、その中の暴力のところは、ページ数が一番多かったそうなのですが、熱心に御議論をいただくことができました。

また、毎年5月には女性活躍加速のための重点方針を定めて、予算化するところにつないでいくわけですが、そこでも暴力の問題について、たくさんの要望を出していくことをいたしております。その意味では、大変に多忙な2年間でもございましたけれども、最後にこの若年層の問題を取り上げることができました。

これについては、調査期間も短いですし、私は中間報告的なものを提出することを考えていたのですが、中間報告としますと、では、最終報告はあるのかということになりますし、もしメンバーがかかわって最終報告が出なければ、中間報告の意味もなくなってしまいますので、中間報告という名前はず

に、現状と課題を、ここまで検討したことをそのまま出させていただくということにいたしました。

お手元にごございます参考資料を御覧いただくとわかりますけれども、これまでヒアリング等に御協力いただいた団体等から、たくさんの資料を提出していただいております。資料集としても、今後のために貴重なものができたのではないかと考えております。その意味では、委員の皆様の御協力に感謝いたしますとともに、きょうも傍聴席にたくさん来てくださっていると思いますが、御協力いただいた諸団体の皆様にも厚く御礼を申し上げたいと思います。

この問題も含めまして、女性に対する暴力の問題は、本当にたくさん問題が山積しております。一日たりとも緩めることができない、対応を怠れば、またぱっと出てきてしまうという性質のもので、この調査会も、今後またたくさんの課題に対して真摯に取り組んでいきたいと思っております。

今後とも皆様方に御協力のほどをよろしくお願い申し上げます。終わりにしたいと思います。どうもありがとうございました。

それでは、これで第86回の「女性に対する暴力に関する専門調査会」を終了させていただきます。本日はどうもありがとうございました。